

WIPO 主要サービス ガイド



WIPO は知的財産サービス、
政策、情報及び協力のための
グローバル・フォーラムです。

WIPO のサービスは、
知的財産のライフサイクル
全体にわたって、
以下のための効率的かつ
費用効果の高い
ソリューションを提供し、
皆様を支援します。

- 発明、商標、意匠及び
地理的表示の国際的な保護
- 知的財産紛争及び
ドメイン名紛争の解決
- 知的財産のグローバル・
データへのアクセス

はじめに

グローバル化と最近の技術進歩により、最も小規模な企業でも、輸出市場へのアクセスがかつてなかったほど身近になり、「スマート」な組織にとっては無限の機会が広がっています。しかし、国際市場で活動することは世界の舞台で競争することを意味します。

このような環境において、知的財産は以前にもまして重要な位置を占めます。世界知的所有権機関 (WIPO) は、広範囲にわたるグローバルな知的財産 (IP) サービスを通じて、多国籍企業から中小企業にいたるまで世界中の組織の支援を行っています。多国籍企業であろうと個人であろうと、WIPO のサービスは、効率的かつ費用対効果の高いソリューションを提供し、知的財産のライフサイクル全体にわたって皆様の知財ニーズを満たします。

このようなサービスには次のものがあります。

- WIPO グローバル・データベース：誰でも、どこでも知財システム内の豊富な情報に簡単にアクセスすることを可能にし、他のすべての知財活動を支援します。
- WIPO グローバル・サービス：費用対効果が高く効率的な方法で、特許、商標、意匠及び地理的表示などの知財を国境を越えて保護し、イノベーションに対する企業の投資を保護します。
- WIPO 仲裁調停センター：知財・技術紛争に合う中立的、国際的及び非営利の紛争解決サービスを時間とコストの面で効率的に提供します。

このパンフレットは、WIPO の主要サービスの概要についてご紹介するものです。さらに詳しい情報及び連絡先の詳細は、<https://www.wipo.int> をご覧ください。

特許協力条約 (PCT)

– 国際特許制度

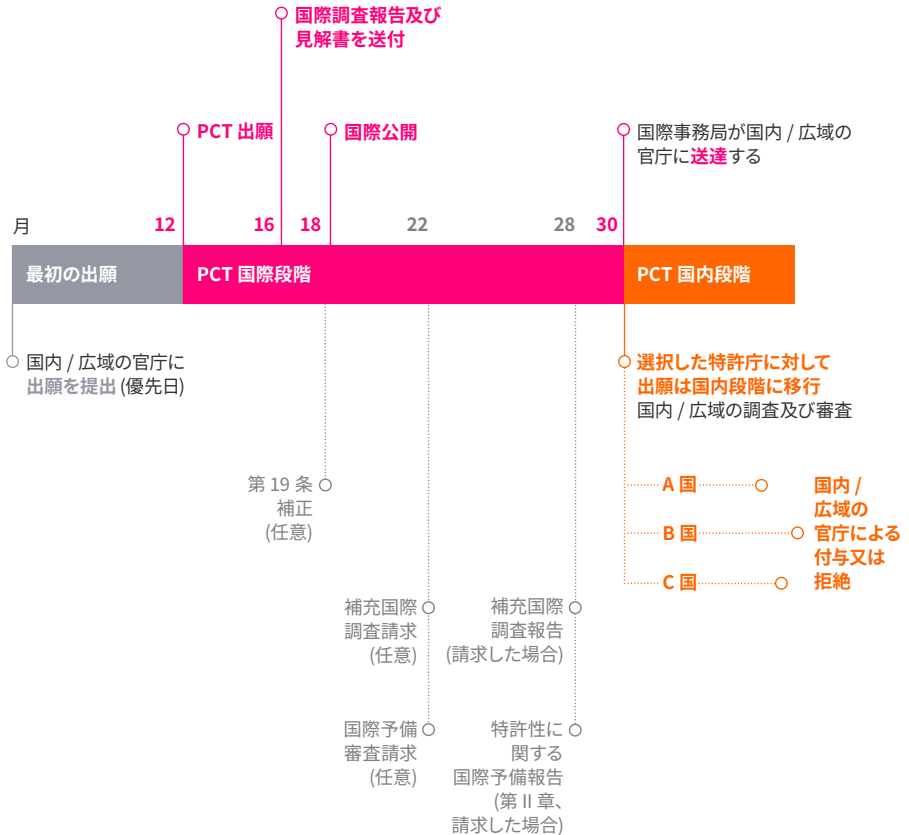
特許とは何か

特許は、ある問題に対し新規かつ進歩性のある技術的解決策を提供する発明を保護するための法的権利です。特許権者は、その特許が付与されている国や地域において、保護された発明を、例えば製造、使用、輸入、販売などによって、他者が商業的に悪用するのを防ぐ権利を有します。

特許保護は、競争相手が特許権者の独創的な製品やサービスを単純に模倣することを防止するため、その製品やサービスを市場において差別化するのに役立ちます。次に、これより、売上高の増加、利益率の上昇がもたらされ、投資コストの回収が可能になります。

特許保護は、例えば新しい栓抜きのような製品、あるいは、ある化合物を作るための新たな製法のような方法に対して得ることができません。毎日の台所用品からナノテクノロジーを利用したチップまで、どのような分野の技術特許においても、発明を保護するために特許が利用されています。実際、ほとんどの特許は、画期的な科学的な大発見ではなく、例えば、ある製品がより効率的な又は費用対効果の高い方法で機能することを可能にする改善などの、既存の技術の改善に対して与えられています。さらに、スマートフォンのような製品は、数多くの発明を含むことがあり、それぞれの発明が個別の特許によって保護されています。

PCT 手続



利点

- 単一の PCT 出願で全ての PCT 締約国で法的効力を持つ
- 方式要件が共通している
- 戦略的な意思決定に有用な特許性に関する情報を得られる
- 国内プロセスのための主要な費用を 18 カ月先送りできる

PCT 制度の概要

PCT 制度は、特許保護を複数の国で求めるためのプロセスであり、費用対効果が優れ、出願人にとって数多くの利点があります。それぞれの国で個別の出願書を直接提出するのではなく、単一の PCT 出願を行うだけで、150 カ国以上で特許による保護を求めることができます。

ここで注意が必要なのは、PCT 制度自身が特許を付与するわけではなく、また国際特許というものには存在しないということです。各国における特許付与の判断は、それぞれの国内官庁や広域官庁に委ねられています。

PCT 制度のプロセスは 2 つの段階に分かれます。「国際段階」では、出願人は国内若しくは広域の特許庁又は WIPO の国際事務局に出願書を提出します。出願書類は特定の方式要件を遵守しているか否かが点検され、出願人の発明が潜在的な特許性を有するか否かについて最初の評価を行うために国際調査が行われます。出願人が取下げを行わない限り、出願は国際調査報告とともに公開されます。この段階で、出願人は任意で追加の補充国際調査及び／又は国際予備審査を請求し、発明の潜在的な特許性に関するより詳細な情報を得ることができます。

出願人は、希望する場合、自身が特許保護を求める国又は広域の各特許庁に、(必要な場合には) 出願書類の翻訳文を送り、必要な費用を支払うことにより、出願を「国内段階」に進めることができます。国又は広域の各特許庁は、国際段階で発見された関連文書を考慮し、その国の法律に従って、特許を付与するか否かを決定します。

PCT 制度自身が特許を付与するわけではなく、特許付与の判断はそれぞれの国内官庁や広域官庁が行います。しかし、PCT 制度は、時間、出願人の発明の潜在的な特許性についての情報、及び管理の容易さに関して出願人に大きなメリットを提供します。この管理の容易さは、特許を希望するそれぞれの国又は地域で個別の特許出願を直接提出することによっては得られません。

PCT 制度の利用者

PCT 制度は、世界の主要な企業、研究機関、大学だけでなく、個人や中小企業によっても利用されています。

PCT 出願を利用することの主な利点

1. 判断を先送りすることができる。PCT 制度を利用した場合、出願人は、最終的にどの国又は地域で特許保護を求めるかの決定を遅らせることができます。それぞれの国に直接提出していた従来の特許制度よりも、通常 18 カ月長く猶予を確保できます。このように時間の余裕ができたため、出願人は、発明の商業的価値についてより深く検討でき、さらに PCT の国際段階で入手できる情報に基づき自身の発明の特許性の範囲についてより明確に評価できるはずです。これにより出願人は、どこで特許保護を求めるべきか、より適切に判断することができます。つまり、自身にとって重要であることが判明した国を選択できずに商業機会を逃してしまう等のリスクを減らせることになります。

2. コストを先延ばしすることができる。PCT 制度では、出願人は PCT 出願の提出時に一定の手数料を支払う必要はありますが、国内段階で必要となる(より負担の大きい)部分の費用については、国際段階が完了するまで支払いを先延ばしにすることができます。国内段階の費用には、特許出願書類の各言語への翻訳費用、移行先の各国での現地代理人を確保するための費用、出願先の各特許庁に支払う手数料等があります。こういった費用の支払いを 18 カ月延期できることは、企業や個人にとって非常に大きなメリットになります。なぜなら出願人は、国際段階で入手した発明の潜在的な特許性に関する情報を検討し、それぞれの国や地域で費用をかけて保護を求める価値があるか否かを判断することができるからです。

3. 有益な価値のある情報が得られる。PCT 出願書類が提出されると、自動的に先行技術と技術文書に関する国際調査が始まり、出願人はこの調査に基づく見解書を受け取ります。これは、出願人の発明の潜在的な特許性に関する価値のある情報です。これにより、特許保護を請求すべきか否かに関して有益な情報に基づいて決定することが可能になります。例えば、調査報告や見解書から、特許保護を得るのが困難か不可能となるような公開文献があることが明らかになった場合、出願人は特許出願を継続しないことを決定し、その結果、国内段階でのすべての費用の支出を回避することができます。さらにまた、出願人は、任意の国際予備審査手続を通じて PCT 出願書類を補正する機会が得られます。

4. すべての出願の方式要件を満たすことができる。PCT 制度では、PCT 出願書類が遵守しなければならない一連の方式要件が定められており、各国が国内法に基づく方式要件を PCT 出願書類に適用することは禁止されています。

言い換えれば、出願人は出願書類において PCT 制度の方式要件を遵守することによって、特許保護を求めるそれぞれの国 (又は地域) で通常必要とされる個別の方式要件を満たす必要はなくなります。

PCT 制度の重要な要素

出願

誰が PCT 出願を提出できるのか

出願人又は共同出願人の 1 人が PCT 制度加盟国 (PCT 締約国) の居住者又は国民であれば、PCT 出願を提出することができます。

どこで PCT 出願を提出できるのか

出願人が国民又は居住者である国 (その国が PCT 締約国である限り) の特許庁か (適用可能で許可されている場合は) 広域特許庁、又は直接 WIPO に提出できます。

出願人の大部分は、ePCT を利用して国際出願を行い、その後のプロセスをすべて電子的に管理することを選んでいますが、ePCT は、ブラウザベースの安全なシステムであり、出願人、知財庁、第三者のための幅広い機能も備えています。さらに詳しい情報は、<https://pct.wipo.int/ePCT/> をご覧ください。

PCT 出願の効力は

国際出願日の認定要件を満たした PCT 出願では、出願で指定されたすべての PCT 締約国において国内特許出願の効力が生じます。

PCT 出願は先に提出された出願に対して

優先権を主張することができるのか

優先権の原則では、複数の国で同時に出願を提出する必要がないため、非常に便利です。工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国のいずれかで出願を提出すれば、出願人には 12 カ月間その出願の優先権を主張する権利が認められ、最初の出願を提出した日が「優先日」とみなされます。その 12 カ月の間、優先権を主張できる最初の出願の出願日が、それ以降にパリ条約の加盟国で提出されたすべての他の出願よりも、優先するとみなされます。最初の第一出願として PCT 出願を行うことも可能ですし、あるいは最長 12 カ月前までに出願された出願の優先権を主張して PCT 出願を提出することもできます。後者の場合、その PCT 出願は、先の出願の出願日に出願したものとして扱われます。

国際調査と見解書

国際調査とは何か

国際調査は、出願人の発明の特許性評価の基となる「技術水準」(先行技術)に関する質の高い調査です(「技術水準」又は「先行技術」は、ある特定の日に一般に利用可能であったあらゆる情報を指します)。

見解書とは何か

見解書は、国際調査で確認された先行技術文献を考慮して行われた、出願人の発明の特許性についての詳細分析です。

出願人はこれらの文書をいつ受け取るのか

国際調査報告と見解書は通常、出願の優先日から 16 カ月以内に出願人に送付されます。

国際公開

国際公開とは何か

出願人の出願は、国際調査報告とともに、出願の優先日から 18 カ月が経過した後ただちに公開されます。公開によって、出願人の発明は公に知られることとなります。

国際公開を避けることはできるのか

出願人は、公開前に出願を取り下げることにより、PCT 出願の公開を避けることができます。公開を避けるための出願の取下げには厳格な期限が適用されます。

国際予備審査

国際予備審査とは何か

国際予備審査は、任意の手続です。この手続を行うことで出願人は、国際調査報告受領後に PCT 出願を補正して、同報告で引用されていた先行技術と出願人の発明の違いを主張することが可能になります。手続終了時には特許性に関する国際予備報告が発行され、これには補正後の出願の特許性についての見解 (特許性に関する 2 回目の分析) が記載されます。

いつ国際予備審査を開始するのか

国際調査報告が出願人に送付された日から 3 カ月又は優先日から 22 カ月のうち、いずれか遅い方までに請求しなければなりません。

いつ特許性に関する国際予備報告を受け取るのか

PCT 規則に従って、通常、優先日から 28 カ月以内に受け取ることになっています。

国内段階

いつ国内段階は始まるのか

締約国の多くで、出願人は優先日から 30 カ月以内に、国内段階に移行するための要件を満たさなければなりません、それ以上の猶予 (31 カ月以上) を与えている国もあります。

どのような要件を満たさなければならないのか

これらの要件には、各国の特許庁の手数料を支払うこと、現地弁理士を選任すること、及び必要に応じて出願書類の翻訳文を提出することが含まれます。

国内段階ではどのようなことがあるのか

出願人が選択した移行先の国や広域の特許庁は、それぞれ適用される国内法が定める手続を開始し、その結果、その国又は地域で特許を付与するか拒絶するか決定がなされることになります。それらの特許庁は、国際調査報告、国際調査機関の見解書、及び利用可能な場合には国際予備審査報告など、PCT の国際段階における成果物に支援されて審査を行います。さらに、PCT の方式要件は一様に受け入れられているため、それらの特許庁は方式審査に時間を費やす必要がありません。

追加情報

出願手続に必要な各種手数料など、PCT に関するさらに詳しい情報は <https://www.wipo.int/pct/ja> で入手できます。

詳細な PCT ユーザガイドについては、<https://www.wipo.int/pct/ja/appguide> の「PCT 出願人の手引」をご参照ください。

国際事務局では、締結国、弁理士、ユーザ向けに、世界各地で、また要望に応じて、PCT に関するウェビナーやセミナーを定期的で開催しています。WIPO のウェブサイト <https://www.wipo.int/pct/ja/> の「研修」にある PCT に関するイベントの予定をご参照ください。

WIPO では、特許協力条約を利用して複数の国で特許保護を求める際には、資格のある専門の代理人に依頼することを強く推奨しています。

マドリッド – 国際商標制度

商標とは何か

商標は、ある企業の製品やサービスを他の企業の製品やサービスと区別する単語やロゴなどの標識です。ある特定の国で登録された商標の保有者は、その商標が登録されているものと同一又は類似の商品又はサービスに関して第三者がその国で同一又は類似の商標を商業的に使用することを止めさせる権利を有します。

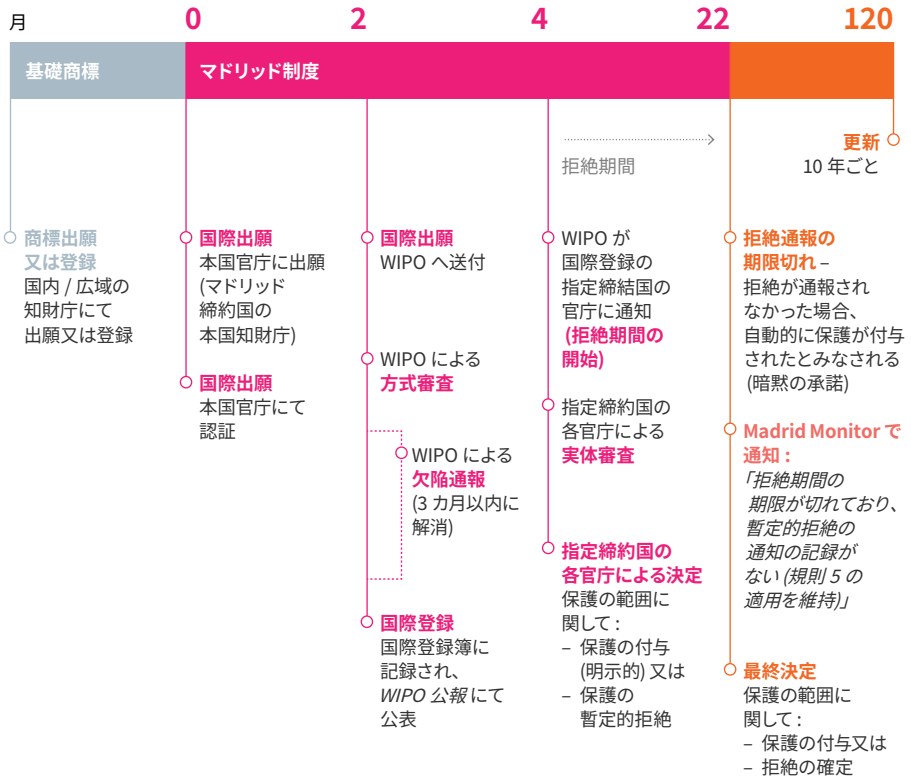
商標は、消費者の商品購入決定において主要な要因であることがよくあります。消費者の視点から見ると、商標は、さまざまな製品やサービスの製造販売元や品質について情報を与えてくるため有用です。商標権者の視点から見ると、商標は、他の企業が自社の営業上の信用や評判を不公正に悪用するのを防止するための主要な手段を企業に提供します。

通常、商標は、単語、ロゴ、名前、数字又は記号で構成されています。「非伝統的」商標は、該当する区域内で商標保護を受けるための法的要件を満たしている限り、(図形的な形のない) 単なる色、立体商標又は特定の音から構成されていることさえあります。

マドリッド制度の概要

マドリッド制度は、複数の区域において商標保護を取得し維持する費用対効果の高い方法を提供します。

マドリッド制度の手続



利点

- 一つの言語による単一の出願で最大 120 カ国以上での登録ができる
- 単一の通貨で手数料一式の支払いができる
- 一元管理システムを通じて更新や変更の管理ができる
- 事後指定を通じて、他の国に商標を拡大できる

1つの国際商標出願で、出願人が保護の取得を望むすべての区域を指定することができます。今のところ最大 120 カ国以上まで、そのすべての区域で直接出願したのと同じ効力を持つ国際登録をすることができます。

この国際手続は、希望するそれぞれの区域で個々の国内官庁や広域官庁に直接出願するよりも費用対効果と時間効率が優れています。

国際登録のその後の管理も簡単です。1つの請求で、国際登録の対象となっているすべての国で有効に、出願人の名前や住所の変更又は所有権の変更を記録することができます。国際登録の有効期限は 10 年です。10 年ごとに直接 WIPO で国際登録を更新することができます。この更新は関係国で効力を持ちます。また、「事後指定」によって国際登録による保護の対象区域を追加することができます。

1892 年以來、過去 100 年間にわたり、マドリッド制度は企業が世界中で 100 万を超える商標を保護するのに貢献し、企業が輸出市場にアクセスするのを促進してきました。

マドリッド制度の利用者

マドリッド制度の利用者には、世界の主要な企業だけでなく、中小企業が含まれています。実際、利用者の約 80% が小規模な知的財産権の保有者であり、ポートフォリオにある登録商標も 1 つか 2 つにすぎません。

マドリッド制度の主な利点

1. ブランドを保護したい場所を選択。マドリッド制度により、世界貿易の 80% 以上を占める最大 120 カ国以上で商標の保護を同時に受けることができます。マドリッド制度を利用して、欧州連合商標制度又はアフリカ知的財

産機関の下で商標保護を受けることもできます。マドリッド制度には、ほとんどの先進国と多くの発展途上国及び体制移行国が加盟しており、その数は絶えず増え続けています。

N^o 1

23 janvier 1893

RUSS-SUCHARD & C^{ie}, fabricants
NEUCHÂTEL (Suisse)



Suchard (スチャール) は、世界初の国際商標で、標章の国際登録に関するマドリッド協定に基づいて1893年に登録されました。

Chocolats et cacao

La marque ci-dessus a été enregistrée en Suisse le 1^{er} novembre 1880 sous le N^o 86

2. 商標保護の出願の時間や費用を節約。マドリッド制度を利用することにより、多くの異なる国で商標保護の出願を個々に行うよりも簡単で費用も安く出願できます。1つの言語（英語、フランス語又はスペイン語）による1つの出願で、多くの国の商標保護を得ることができ、手数料も1つの通貨で支払うことができます。

3. 商標保護の管理の時間や費用を節約。また、マドリッド制度により、国際商標ポートフォリオの管理も安価で簡単になります。国際登録簿による一元管理により1つの手続で国際登録の更新や変更がすべての関係国で記録できるためです。

4. 希望する時に商標保護を拡大。マドリッド制度では、後で国際登録を拡大し保護対象国を増やすことができます。そのため、事業戦略の進展に応じて、新たなターゲットとする市場でブランドを保護することができ、事業を拡大させる推進力となります。

マドリッド制度の主な要素

出願

誰が国際商標を出願できるのか

マドリッド制度加盟国の国民か、加盟国に居住するか営業所を所有していれば、国際商標登録出願をすることができます。

「基礎商標」- 国内又は地域で必要な事前出願又は登録

国際出願を提出する前に、出願人の国又は地域の知財庁で同一の商標の出願をしている又は登録を有している必要があります。これは「基礎商標」と呼ばれています。

どこで国際商標出願ができるのか

出願人が基礎商標を有する国又は地域の知財庁で国際商標出願をしなければなりません。この官庁が出願人の「本国官庁」になります。本国官庁は国際出願を WIPO に送付します。

方式審査

方式審査とは何か

WIPO は国際出願がマドリッド制度の方式要件を満たしているかを審査します。満たしていれば、商標は国際登録簿に記録され、WIPO の「*国際商標公報*」で公表されます。次に、WIPO は出願人に国際登録証明書を送付し、出願人が商標の保護を希望する各国 (出願人が出願書で指定した区域) の知財庁に通報します。

それで商標は選択した各国で保護されることになるのか

まだです。WIPO の国際登録証明書は国際登録が方式審査を通過したことを意味しますが、保護の可否・範囲は出願人が指定した各国の知財庁による実体審査で決定されます。

実体審査

実体審査とは何か

出願人が指定した各国の知財庁は、その国の国内法に従って商標に保護を付与できるか否かを決定します (例えば、商標に識別性があり先行する商標権に抵触しないなど)。国際登録が実体審査を通過すれば、知財庁は出願人の国際登録に保護を付与します。通過しなかった場合には、知財庁は保護を拒絶します。

実体審査の審査期間は決まっているのか

出願人が指定した各国の知財庁は、拒絶の理由を発見した場合、出願人の国際登録で指定されたことが WIPO から通報された日から 12 カ月又は 18 カ月以内に暫定的拒絶を送付しなければなりません。通常の審査期間は 12 カ月ですが、マドリッド制度加盟国は審査期間を 18 カ月に変更することを宣言できます。マドリッド制度のウェブサイトで、どの国がそのような宣言をしているかがわかります。12 カ月又は 18 カ月の期間内に何の通知もない場合、出願人の国際登録はその区域で保護されているとみなされます。

知財庁が国際登録の保護を拒絶した場合、

出願人は何をすることができるのか

ある知財庁が国際登録の保護を全部又は一部を拒絶したとしても、出願人が指定した他の国でこの決定が保護の可能性に影響を与えることはありません。他の知財庁が管轄しているからです。拒絶された場合、出願人はその国の国内手続に従って当該知財庁に反論することができます。

追加情報

各種手数料の情報など、マドリッド制度に関するさらに詳しい情報は <https://www.wipo.int/madrid/ja> で入手できます。

マドリッド制度についてより詳細をお知りになりたい方は、WIPO のウェブサイトのマドリッド制度の「利用方法」ページや動画のほか、研修資料『*Making the Most of the Madrid System (マドリッド制度の更なる活用に向けて)*』をご参照ください。

ハーグ制度 – 国際意匠制度

意匠とは何か

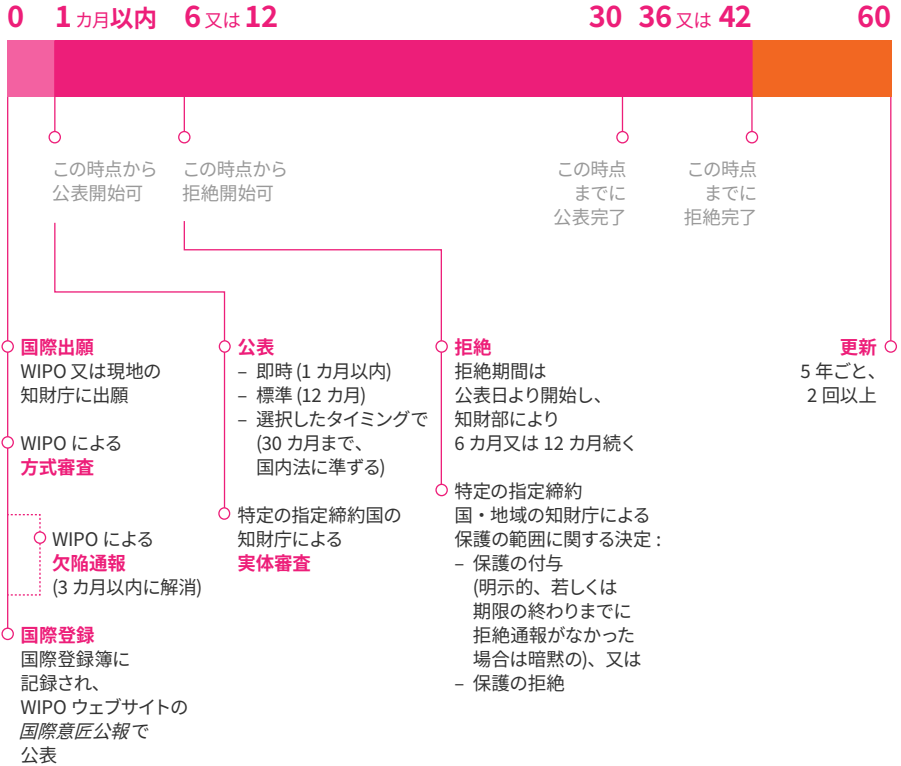
意匠は、物品の外観や装飾的な側面を構成するものです。形状や形態のような 3 次元的特徴又は模様、線若しくは色などの 2 次元的特徴によって構成されます。

意匠権者には、保護された意匠の複製又は実質的な複製である意匠を持つ又は具現化した物品を第三者が製造、販売、輸入又は商業目的に利用することを阻止する権利があります。

物品の形状は消費者に購入を決断させる主要な要因になりえますので、その保護は、売上げの増加や利益率の拡大、投資の回収など、その商品の成功のために非常に重要です。商品を市場において差別化することによって、企業のブランドを強化することが可能になります。このように、意匠に対する排他的な権利によって、競合相手が模倣することを禁止することができます。

登録を受ける意匠は、新しい意匠でなくてはならず、容易に創作できない意匠でなければなりません。新規性と創作非容易性の判断は、適用される法律によります。一般に、これまで一般に公表されたことがない意匠は、新規性を有するとみなされます。既知の意匠や既知の意匠の特徴を組み合わせたものと著しく異なる意匠は、創作非容易性を有するとみなされます。

ハーグ制度の手続



利点

- 同じクラスに属する品について、90 개국以上で、最大 100 件まで、単一の言語で同時に国際出願することができる
- 単一の通貨 (スイスフラン) で手数料一式の支払いができる
- 事業戦略のタイミングに合わせて登録公開ができる
- WIPO を通じて直接、登録の更新や変更の管理ができる

意匠登録は、家具、照明器具、宝飾品、繊維、玩具、電子機器、グラフィカル・ユーザ・インターフェース (GUI) など、幅広い種類の商品や工芸品の外観を保護するものです。

ハーグ制度の概要

WIPO のハーグ制度は、WIPO に対する単一の国際出願により、複数の区域で同時に意匠権を確保・管理できるユニークな国際的仕組みです。1 回の国際登録で、意匠権者は、国内登録や広域登録をまとめて行うことができます。変更、更新、延長など、その後の国際登録の管理は、WIPO を通じた 1 回の手続きとなります。

国際出願は、ハーグ協定で定められた要件と手続きに基づいて行われます。その結果生じる国際登録によって提供される意匠の保護は、各指定締約国の法的枠組みによって規定されます。



写真 : Swatch 提供

スウォッチはハーグ制度最大の
利用者の一つです。

ハーグ制度の主な利点

- 1. 効率的。**1 つの出願を、単一の言語で、手数料一式で、90 カ国以上で同時にデジタルで出願することができます。
- 2. 経済的。**単一出願の枠組みにより、コストや時間を大幅に節約できます。
- 3. 集中化。**国際登録のあらゆる側面について WIPO で直接簡単に管理することができます。

ハーグ制度の重要な要素

出願

誰がハーグ制度を利用できるのか

ハーグ制度に基づく国際出願は、

- 欧州連合 (EU) またはアフリカ知的財産機関 (OAPI) の加盟国を含むハーグ協定締結国の国民である
- これらの国に住所又は常居所を有する、あるいは
- これらの国に実質的かつ有効な産業施設または商業施設を有する場合に行うことができます。

保護はどこで得られるのか

EU や OAPI の加盟国を含む、ハーグ協定締結国において保護を受けることができます。

出願方法

最もシンプルで効率的な出願方法は、eHague を利用した電子出願です。書式も用意されています。出願は、ハーグ制度の公式言語である英語、フランス語、スペイン語で行う必要があります。

ハーグ制度を利用するために事前に国内出願又は広域出願を行う必要はありません。

願書の記載内容

1 つの国際出願には、最大 100 までの異なる意匠を含むことができます。すべての意匠が、意匠登録のための国際分類である「ロカルノ分類」の同一クラスに属する必要があります。国際出願には、各意匠の複製物を 1 つ以上記載し、保護指定国又は地域を明記することが必要です。

方式審査及び公表

方式審査とは何か

WIPO は、国際出願が、すべての方式要件 (出願人／代理人の必要情報、複製物の品質、手数料の支払いなど) に合致しているか否かを審査します。WIPO では、意匠の新規性の判断や実体審査は行いません。3 カ月以内に補正しなければならない欠陥があった場合、通知します。

出願についてすべての方式要件が満たされた場合、WIPO から国際登録証明書が発行され、意匠権者は国際意匠登録の所有者となります。

WIPO は国際登録をいつ公表するのか

WIPO は、すべての国際登録を「国際意匠公報」においてオンラインで公表しています。一般に、国際登録は、国際登録日 (通常は出願日、すなわち WIPO が出願を受理した日) から 12 カ月後に公表されます。出願日 (又は最も早い優先日) から 即時公告すること、又は 30 カ月以内の選択した時期に公告することを要求することもできます (各指定国又は地域の国内法によります)。

実体審査

実体審査とは何か

WIPO が「国際意匠公報」において国際登録を公表すると、各指定国又は地域の知財庁は、意匠の新規性の判断など、自国の国内制度において適用される実体審査を行うことができます。

各締約国又は地域は、国内法上の実体要件が満たされない場合、自領域内における国際登録の効力を拒絶する権利を有します。

知財庁が保護を拒絶した場合どうなるのか

知財庁は、拒絶について、「国際意匠公報」での公表日から 6 カ月 (一定の状況下では 12 カ月) 以内に WIPO に通知しなければなりません。WIPO は、拒絶について、登録の所有者である意匠権者に通知し、意匠権者が改善策を講じることができるようにします。拒絶について、当該知財庁の従って、国内レベルでのみ争うことができます。WIPO が手続に関与することはありません。

1 つの締約国で拒絶されても、自領域内に限定され、他の指定区域における国際登録には影響しません。

登録後

国際意匠登録の有効期間

ハーグ制度による保護期間は当初 5 年間です。国際登録は 2 回更新することができます、少なくとも 15 年間の保護が保証されます。各締約国又は地域の国内法によって、それよりも長い保護期間が許される場合、国際登録にも適用されます。

保護の更新方法

保護の更新は、オンラインで簡単に行えます。更新は、国際登録に含まれる意匠の全部または一部について、希望する数の指定国又は地域に対して行うことができます。

ハーグ制度の関連情報

国際意匠出願及び登録のライフサイクル全体に関する追加情報、ツール、リソースは、ハーグ制度のウェブサイト <https://www.wipo.int/hague/> で入手できます。

リスボン制度 - 原産地名称及び地理的表示に関する国際制度

原産地名称及び地理的表示とは何か

原産地名称及び地理的表示とは、特定の地理的原産地を有し、その原産地に由来する品質、特性、評価などを有する商品を特定するために用いられる表示 (通常は地名) です。

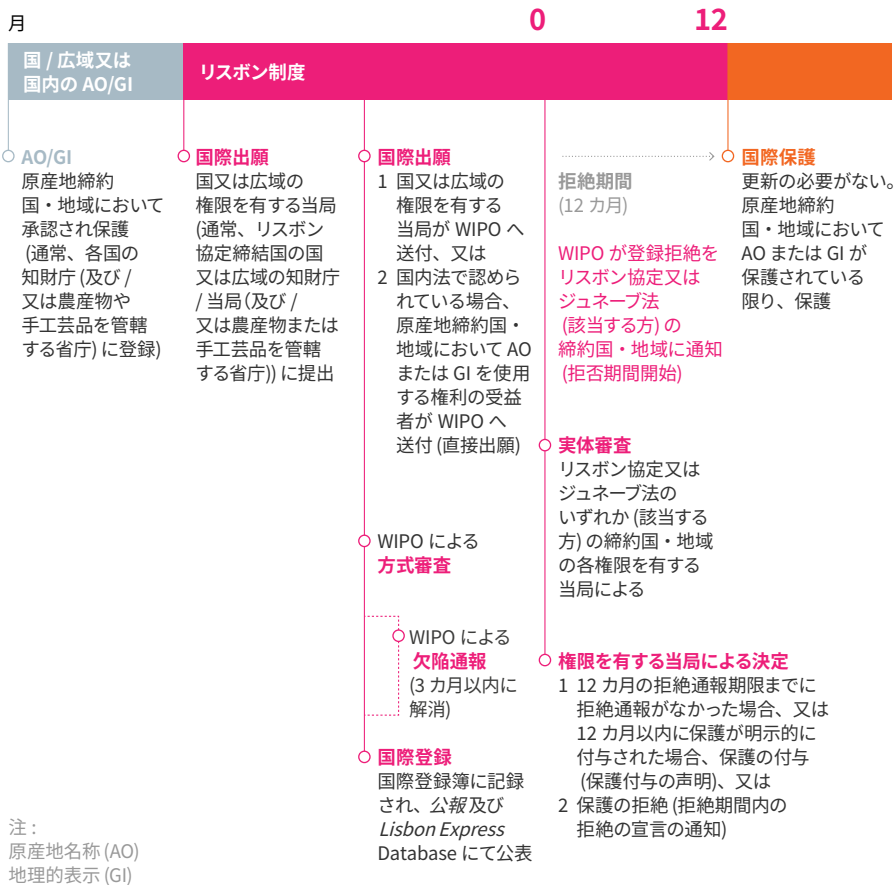
これらの商品の表示は、原産地に基づく高品質な商品を生産する生産者が、国内及び世界の市場で商品の販売を促進するための共同のツールです。また同時に、商品の品質、真贋、トレーサビリティに関する保証も消費者に提供しています。

リスボン制度の概要

原産地名称及び地理的表示に関するリスボン制度は、複数の区域で保護を受けるための合理的な手段を提供するものです。WIPO に対して一度登録手続きを行い、単一の通貨で手数料一式を納付すれば、リスボン制度の対象となる他のリスボン協定締結国 (欧州連合などの政府間組織も含む) において保護を受けることができます。

これにより、リスボン協定締結国における地理的表示又は原産地名称が付された商品の生産者は、他のリスボン協定締結国において、特定の地理的地域で生産されていない、あるいは原産地名称又は地理的表示の使用に関する商品の要件に適合しない商品に対して、国際登録された原産地名称又は地理的表示を第三者が商業目的に利用することを阻止する権利を得ることになります。

リスボン制度の手続



利点

- WIPO への一度の登録により保護できる
- 一つの言語による単一の出願ですべての締結国又は地域での登録ができる
- 単一の通貨で手数料一式の支払いができる
- 更新の必要がない

このことは、世界の市場において、地理的表示のより強力な保護を望む生産者にとって有利であるだけでなく、品質、真贋、トレーサビリティの面で商品の保証を求める消費者にとっても有益なことです。

1958年の原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定(以下、リスボン協定)並びにその最新の改正版である2015年の原産地名称及び地理的表示に関するリスボン協定のジュネーブ法(以下、ジュネーブ法)を合わせて、原産地名称の保護及び国際登録のためのリスボン協定としています。

リスボン制度の利用者

リスボン制度は、リスボン協定締結国において原産地名称又は地理的表示で保護されている商品の生産者、加工業者、流通業者に恩恵を与えるものです。これには、個人や中小企業を含むあらゆる法人が含まれ、リスボン制度に基づく商品表示の国際保護を求めることができます。



リスボン制度の主な利点

1. 登録出願にともなう時間と費用を節約。WIPO に一度出願を行うことで、複数の国で原産地名又は地理的表示の認定及び保護が可能になり、時間と費用の節約になります。さらに、地理的な保護範囲を、正式な(事後の)指定なしに、リスボン協定の新規締結国に拡大することができます。出願は単一言語(英語、フランス語又はスペイン語)で行うことができ、手数料、期限及び事務手続を一括管理できます。

2. 永続的な保護。リスボン制度に基づき登録された原産地名又は地理的表示は、原産国において保護されている限り有効です。更新の必要はなく、更新手数料もかかりません。

3. 柔軟な国際登録制度。リスボン協定締結国は、リスボン協定又はジュネーブ法の要件を満たしていれば、リスボン制度に基づき登録された原産地名及び地理的表示を保護するために、あらゆる種類の法律(特別法、商標法、行政規則、その他の法的手段など)を使用することができます。ただし、該当する法律がリスボン協定又はジュネーブ法(該当する方)の要件を満たしている場合に限りです。

4. すべての商品カテゴリーが保護対象に。適用される商品(農産物、食料品、ワイン・蒸留酒、手工芸品など)の性質にかかわらず、原産地名及び地理的表示について有効な保護を受けることができます。

リスボン制度の重要な要素

出願

誰が原産地名称又は地理的表示の国際登録を出願できるのか

ある原産国からの要請により、出願人の名義で行われます。ジュネーブ法に基づき、出願人又は出願人の代理人が WIPO に直接出願することが出願人の国の国内法で許可されている場合は、WIPO に直接出願することも可能です。

国内での事前の保護が必要

国際登録の資格を得るためには、法律の規定、行政規則、裁判所の判決などを含むあらゆる形態の登録によって、原産地名称又は地理的表示の保護が、まず原産国において正式に承認されている必要があります。

どこで国際登録ができるのか

出願人は、原産国により指定された国又は地域の「権限を有する当局」（通常は国の知財庁）に出願することができます。リスボン連合加盟国の権限を有する当局の一覧は、WIPO のウェブサイト <https://www.wipo.int/export/sites/www/lisbon/en/docs/contacts.pdf> で入手できます。

その後、出願人による出願は、権限を有する当局によって、出願人の名義で WIPO に提出されます。上述の通り、ジュネーブ法に基づき、出願人又は出願人の代理人が WIPO に直接出願することが出願人の国の国内法で許可されている場合は、WIPO に直接出願することも可能です。

方式審査

方式審査とは何か

WIPO は出願がリスボン制度の方式要件を満たしているかを審査します。方式要件を満たしている場合、保護を求める原産地名称又は地理的表示が国際登録簿に登録されます。その後、WIPO は出願人の権限を有する当局に国際登録証を送付し、リスボン協定又はジュネーブ法 (該当する方) の他の加盟国の権限を有する当局に出願を通知します。

実体審査

実体審査とは何か

リスボン協定又はジュネーブ法 (該当する方) の各締約国又は政府間組織の権限を有する当局は、その国内法に従って、原産地名称又は地理的表示に保護を与えることができるか否かを判断します (例えば、先行権利に抵触しない、その区域において普通名称であると見なされていないなど)。国際登録が実体審査を通過すれば、保護を付与し、通過しなかった場合には、保護を拒絶します。

リスボン制度は、国際登録が拒絶される理由について規定しておらず、リスボン協定締結国の各区域において所定の国際登録を保護できない理由 (例えば、先行商標権、普通名称の先行使用など) は、国内法に基づいてそれぞれ行うよう、リスボン協定締結国の判断に委ねています。

実体審査の審査期間は決まっているのか

リスボン協定締結国の権限を有する当局は、国際登録の通知を受けた日から1年以内に、それぞれの区域において国際登録を承認し保護することができるか否かを決定する必要があります。

保護を拒絶する場合、1年間の期限内に拒絶の宣言を WIPO に通告しなければならず、通告しなかった場合には、原産地名称又は地理的表示の保護が、原則として国際登録日から効力を生じることになります。

リスボン協定締結国が国際登録の保護を拒絶した場合、 出願人は何をすることができるのか

原産地名称又は地理的表示の国際登録の保護拒絶の宣言があった場合、WIPO は原産国の権限を有する当局に通知します。このような拒絶があっても、リスボン制度の他の締約国又は区域における保護の可能性には影響しません。

他のリスボン協定締結国 (直接出願した場合には WIPO) から拒絶の宣言がなされたことを権限を有する当局から知らされた場合、出願人は、当該リスボン協定締結国において、当該リスボン協定締結国の国民に認められている司法および行政上のあらゆる救済手段に訴えることができます。

追加情報

リスボン制度に関するさらに詳しい情報は
<https://www.wipo.int/lisbon/en/> で入手できます。

WIPO 仲裁調停センター

裁判外紛争処理とは何か

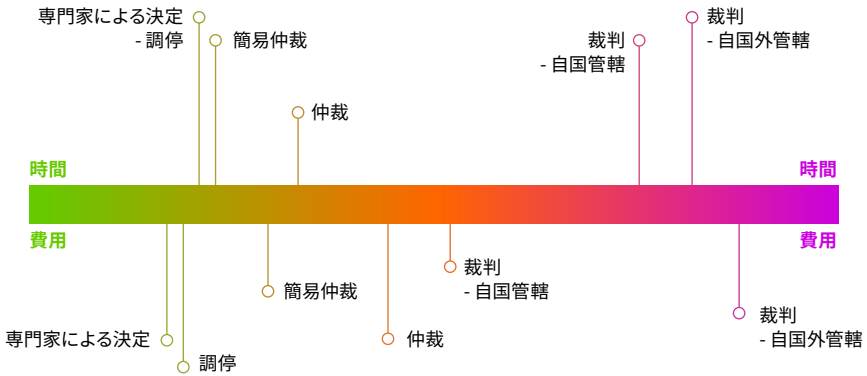
裁判外紛争処理は、伝統的な裁判所での訴訟に頼ることなく複数の当事者間の紛争を解決するために、さまざまな方法を活用します。裁判所での訴訟は困難な作業となり、勝訴した当事者にとってもいくつかの望ましくない結果を生む可能性があります。そのような結果を避けるため、裁判外紛争処理を利用する紛争当事者が増えています。知財や技術に関するほとんどの紛争については、調停、仲裁及び専門家による決定などが適していると思われます。裁判外紛争処理を適切に使えば、時間と費用を節約しながら、以下のようなさまざまな恩恵を受けることができます。

1. 合意に基づくプロセス。 裁判外紛争処理は通常、裁判所での訴訟ほど敵対的なプロセスではありません。実際問題として、これは当事者にとって、裁判外紛争処理による紛争処理後の良好な実務関係の維持、発展が容易となることを意味します。

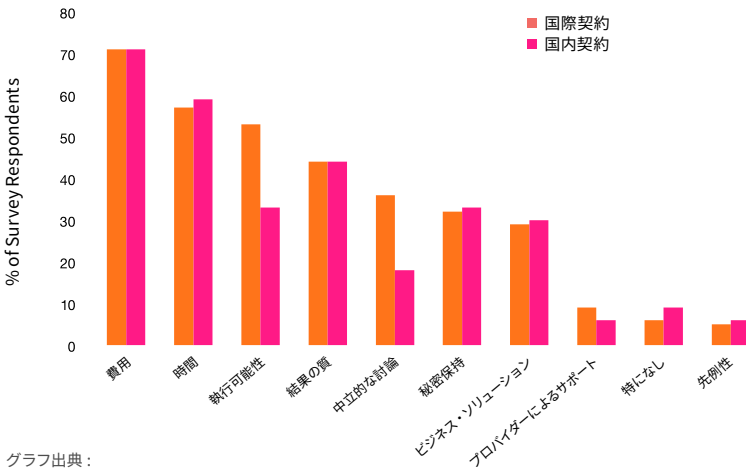
2. 単一の手続。 裁判外紛争処理を利用することによって、当事者は多数の国に及ぶ知財や技術に関する紛争を単一の手続で処理することに合意し、複数の管轄地における訴訟の費用と複雑さや、異なる国で相反する判決が下されるようなリスクを避けることができます。

3. 当事者の自主性。 裁判外紛争処理の当事者は、紛争処理手続をよりよく管理することができます。例えば、当事者は最も適切な調停者、仲裁者又は専門家や、紛争処理手続のための場所や言語に加えて、仲裁に適用する法令を選ぶことができます。この大きな自主性によっ

知財紛争処理 - 流れ



紛争解決条項の選択における優先事項上位 10 項目



グラフ出典：
WIPO の技術取引における
紛争解決に関する国際調査

て、当事者はより迅速でよりコストのかからない、当事者のニーズに合ったプロセスを確保できる可能性があります。

4. 中立性。裁判外紛争処理は当事者の法律、言語及び制度文化に中立でありえるため、どちらか一方の当事者が地元の利を得る可能性を避けることができます。

5. 秘密保持。裁判外紛争処理の手続は非公開です。WIPO 規則に基づき、手続の存在及び結果は秘密であり、その過程で提出された証拠又は他の書類も同様です。このため当事者は、一般への影響を気にすることなく、紛争の本案に集中することができます。この秘密保持は、商業上の評判や企業秘密が関係する場合は特に重要になるでしょう。

6. 裁定の最終的な拘束力。一般に裁判所の判決が 1 回又はそれ以上の訴訟で争われるのとは異なり、通常、仲裁裁定については上訴ができません。

7. 仲裁裁定の執行可能性。1958 年国連外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約 (ニューヨーク条約) は、仲裁裁定の承認が国内裁判所の判決と同等の効力を持ち、国内裁判所により本案が再審されることはないと規定しています。これにより国境を越えた仲裁裁定の執行が非常に容易になります。

WIPO 仲裁調停センターの概要

WIPO 仲裁調停センター (WIPO センター) は、中立で、国際的な、かつ非営利の紛争解決手段を提供しています。スイスのジュネーブとシンガポールに事務所があり、民間当事者が国内又は国際的商事紛争を円滑に解決できるように、調停、仲裁、専門家による決定及びドメイン名に関する紛争処理サービスなどの裁判外紛争処理手段を提供しています。WIPO センターは知財や技術に関する紛争を専門的に取り扱っており、そのような紛争から発生する特有のニーズに対応しています。特許やソフトウェア・ライセンス契約などの

契約状況から発生する紛争だけではなく、特許侵害などの、契約から発生したものではありません紛争も取り扱っています。WIPO センターはまた、WIPO の勧告により策定された「ドメイン名紛争統一処理方針 (UDRP)」に基づく、ドメイン名紛争処理における世界の主要サービス提供機関とされています。

WIPO センターは、積極的な案件管理により効率的な裁判外紛争処理手段を提案し、当事者が可能な限り早く仕事に戻るための機会を提供します。

WIPO センターの知財裁判外紛争処理サービスの利用者

WIPO センターのサービスは、世界中の多国籍企業、中小企業、研究開発機関、大学及び個人に利用されています。また、WIPO センターは、各国の知財庁やその他の知的財産関係者と共同で、特別な手続の開発や調整も行っています。

当事者は、自らの契約に WIPO 裁判外紛争処理条項を追加することにより、紛争が発生する前に、WIPO 裁判外紛争処理の利用を選択することができます。また、紛争発生後に合意の上で WIPO 裁判外紛争処理を利用することもできます。一方当事者が紛争を調停に付すことを提案したいときは、WIPO 調停規則第 4 条に従い、WIPO 調停の申立書を作成し一方的に提出することも可能です。紛争の WIPO 裁判外紛争処理手続への付託を容易にするため、WIPO センターでは、推奨条項及び仲裁付託契約のほか、オンライン上で条項自動生成ツールを提供しています。この利用しやすいウェブベースのツールにより、当事者は、WIPO の推奨条項及び仲裁付託契約に基づき、それぞれのニーズに合った条項及び仲裁付託契約を作成することができます。

当事者が紛争に巻き込まれた場合、WIPO センターは、直接の和解を促進するために、あるいは裁判に代わるものとして WIPO 調停または WIPO 仲裁に紛争を付託するために、当事者に対して手続上の支援（斡旋）を行うことができます。

WIPO センターのサービスの主な利点

上記の裁判外紛争処理の利点に加えて、WIPO センターのサービスには以下の利点があります。

1. 専門知識を備えた調停人、仲裁人及び専門家。当事者は、知財及び裁判外紛争処理に豊富な経験を持つ、2,000 人を超える独立した国際的な WIPO の調停人、仲裁人及び専門家のデータベースを利用することができます。さらに、WIPO センターは必要であれば、その事案ごとのニーズに応じて、さらなる中立者を追加します。

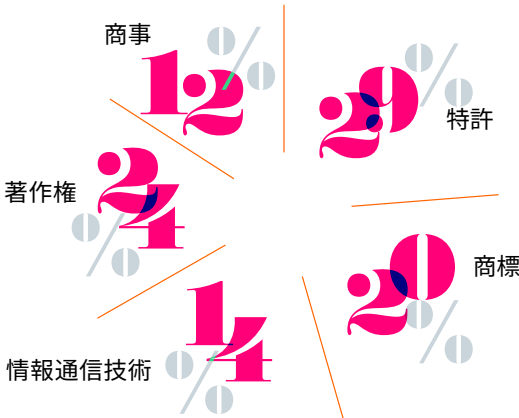
2. 手数料及び費用。WIPO センターは非営利紛争処理手段提供者です。金銭面に関し、当事者のために積極的かつ透明性のある管理を行います。例えば、当事者及び中立者との緊密な協議をもとに中立者の手数料金額を設定し、費用については事前に当事者と合意した上で決定します。WIPO センターは、当事者が高い費用対効果で紛争処理するための支援に全力を尽くします。

3. 知財特有のニーズ。WIPO 調停、仲裁、簡易仲裁及び専門家による決定規則は、秘密保持や技術的証拠に関する規定など、知財紛争に特有のニーズに対応する規定を含んでいます。

4. 柔軟性。当事者は、手続の場所、言語、スケジュール、中立者及び適用法を自由に選択できます。

5. **オンライン案件管理機能**。当事者間の連絡を容易にするために、WIPO センターでは、WIPO のすべての裁判外紛争処理案件について、WIPO eADR オンライン案件管理プラットフォームやビデオ会議機能などをはじめとするオンライン案件管理ツールを無償で提供しています。

紛争のタイプ



WIPO センターのサービス

調停：中立の仲介人である調停人の支援により、当事者の利益に沿った和解成立を目指す、私的な合意に基づく手続です。調停人が和解内容を強制することはありませんが、和解合意書は契約としての法的拘束力を持ちます。調停手続は、その後の裁判手続や仲裁手続の利用を排除するものではありません。契約条項や仲裁付託契約に起因する WIPO 調停の申立てのほか、WIPO 規則に基づき、紛争の一方当事者が WIPO 調停手続への付託を提案したいときは、一方的に申立書を WIPO センターに対して提出することが可能です。

仲裁：当事者の合意により、当事者によって選任された単独又は複数の仲裁人に紛争を付託して、拘束力と最終性のある決定（仲裁裁定）を求める手続です。仲裁裁定は各当事者の権利義務に基づき、仲裁法の下での拘束力があります。訴訟に代わる私的な手段である仲裁では、通常、裁判手続に進むことはできません。

簡易仲裁：短期間で行われる低コストの仲裁手続です。仲裁裁判所は通常単独の仲裁人で構成されます。

専門家による決定：当事者の合意により、特定の事項（例えば技術的な論点など）を当事者が単独又は複数の専門家に提出し、決定を求める手続です。当事者間の合意により、当該決定に法的拘束力を持たせることができます。

ドメイン名紛争処理

UDRP は、WIPO センターが管理する、主要なドメイン名紛争処理方針です。WIPO による勧告に基づき、UDRP は世界中の商標権者に、その権利を侵害する不正な目的でのドメイン名登録及び使用（いわゆるサイバースクワッシング）の明白な事案に対する、有効な管理上の移転救済策を提供します。この方針は、.com や .online などの世界のすべてのドメインに適用され、非常に多くの国別ドメインも採用しています。国際ドメインに加え、WIPO センターは、80 を超える国別コードドメインに対してドメイン名紛争解決サービスを提供しています。

この費用対効果の高い2カ月間の手続は、すべてオンライン上で行われます。当事者は申立ての準備をするために、WIPO が提供する書式例に加えて、WIPO の「裁定集」や「UDRP の論点に関する見解」を利用することができます。事案は、WIPO センターが特別の WIPO リストから選任したパネリストによって裁定されます。移転裁定は通常、ドメイン名の登録機関によって直接実施されます。弁護士で興味のある方は、WIPO センターのウェブサイト経由で申し込むことにより、新規に発行された裁定の通知を毎日受け取ることができます。

追加情報

WIPO 仲裁調停センターとそのサービスに関する追加情報については、<https://www.wipo.int/amc> をご覧ください。

WIPO センターの情報冊子やその他出版物は、<https://www.wipo.int/amc/en/publications> で入手いただけます。

季刊誌「WIPO ADR ハイライト」ニュースレターのお申込みは、<https://www3.wipo.int/newsletters/en> にてお願いいたします。

WIPO センターの LinkedIn ページ <https://www.linkedin.com/showcase/wipo-arbitration-and-mediation-center/> では、WIPO ADR の取り組みに関する最新情報をお届けしています。

WIPO センターの今後のイベントに関する情報については、<https://www.wipo.int/amc/en/events/> をご覧ください。

WIPO が提供する 知財・技術データベース

WIPO は、その知財システムにおける豊富な情報を誰でもどこでも容易に利用できるように、グローバル・データベースへのアクセスを無料で提供しています。

PATENTSCOPE の概要

PATENTSCOPE は WIPO のグローバルな特許情報検索サービスです。便利な多言語のインターフェースと翻訳ツールを備え、強力なデータベース検索機能を提供して、ユーザの特許文献検索と情報理解を支援します。

PATENTSCOPE の主な機能

データ範囲 : PCT の下で提出された国際特許出願は、すべて PATENTSCOPE で公開されています。加えて、75 を超える参加国や地域の特許庁が公表した特許文献も PATENTSCOPE で検索が可能です。

多言語インターフェース : インターフェースは 10 言語で利用可能です。

高度に設定可能な検索 : PATENTSCOPE では、ブール、近接、レンジ及びワイルドカード演算子など、検索語を組み合わせるための多くの検索演算子を利用できます。

言語横断検索：PATENTSCOPE の言語横断情報検索システム (CLIR) によって、用語やフレーズと類義語を 14 言語で検索できます。

化学構造検索：PATENTSCOPE では、完全一致検索、部分構造検索、マーカッシュ検索を利用できます。

検索結果分析：PATENTSCOPE では、表示方法、ソート方法及び追加検索方法など、検索結果を管理する包括的なツールの組み合わせを提供しています。

機械翻訳：PATENTSCOPE では、特許文献の機械翻訳による翻訳を多数の言語で入手できます。

PCT 国内段階移行：PATENTSCOPE は、様々な国の国内登録簿から関連情報を抽出してインデックス付けすることにより、PCT 国内段階移行に関する情報にアクセスしやすくします。

RSS フィード：PATENTSCOPE では、検索クエリーに基づいて RSS 通知を設定することができ、興味のある分野での特許活動のモニターや最新情報の取得に役立ちます。

国際特許分類 (IPC) 統計：PATENTSCOPE は IPC のデータを保有しているため、PCT 出願の世界の動向を視覚化することが可能です。例えば、特定の技術分野における主役が誰かを知ることができます。

PATENTSCOPE の利用者

PATENTSCOPE の利用者には、特許出願の先行技術を調査する特許庁の審査官、発明がすでに特許で保護されているかどうか調べたい発明者、特定の分野でどのような技術が開発されているかに興味がある研究者、競合相手

の情報や動向を調べたい起業家、また特定の特許文献を探す弁理士等が含まれます。

追加情報

PATENTSCOPE は <https://patentscope.wipo.int> で利用できます。

PATENTSCOPE のユーザガイドは WIPO のウェブサイト https://patentscope.wipo.int/search/help/en/users_guide.pdf で入手できます。

Global Brand Database の概要

Global Brand Database は、WIPO が提供する商標、原産地名称及び公的な紋章等のグローバルなデータベースです。一回の商標検索で複数の国及び国際登録を横断的に検索することができ、商標検索を効率化します。さらに、直感的、柔軟かつ強力な検索機能で、テキストに加え画像での検索もサポートします。

Global Brand Database の主な機能

データ範囲 : Global Brand Database は、マドリッド制度による商標の国際登録、リスボン協定の原産地名称、パリ条約第 6 条の 3 で規定する国及び国際機関の公的な紋章等の WIPO のデータに、70 を超える国及び地域の知財庁のデータを加えたものから構成されています。

強力な検索機能 : Global Brand Database では、14 の検索フィールドによる強力で高度に設定可能な検索機能に加え、ブール、近接及びレンジ演算子など、検索語を組み合わせるための多くの検索演算子が利用できます。また「あいまい」検索、称呼検索及び語幹検索、検索用語のサジェスト機能、及びウィーン図形分類又は米国の分類の説明文を用いた図形分類の検索も可能です。

画像検索 : 画像検索機能によって、ユーザは画像をアップロードして、何百万もの画像データの中から視覚的に類似した商標や、他のブランドの情報を検索することができます。

検索結果分析 : Global Brand Database は、カスタマイズ可能な検索結果画面、検索やレコードセットの保存、及び即時の図表によるデータ分析など、検索結果を管理する一連の包括的なツールを提供します。

Global Brand Database の利用者

特に Global Brand Database を利用するのは、商標の専門家、ブランドの管理者及び起業家です。これらの人は、関連する国若しくは広域で登録されている商標、原産地名称や、パリ条約第 6 条の 3 で規定する公的な紋章等の確認、又はブランドの状況に関するその他の関連データの確認のために利用しています。また、既存の商標を侵害しないインターネット・ドメイン名を求める人々によっても利用されています。

追加情報

Global Brand Database は、
<https://www3.wipo.int/branddb> で利用いただけます。

Global Brand Database のヘルプ・ページについては
<https://www3.wipo.int/branddb/en/branddb-help.jsp> をご覧ください。

Global Design Database の概要

Global Design Database は、WIPO が提供する意匠のグローバルなデータベースです。一回の意匠検索で複数の国及び国際登録を横断的に検索することができ、意匠検索を効率化します。さらに、直感的、柔軟かつ強力な検索機能を提供します。

Global Design Database の主な機能

範囲 : Global Design Database は、ハーグ制度による WIPO のデータに、35 を超える国及び地域の知財庁のデータを加えたものから構成されています。

強力な検索機能 : Global Design Database では、18 の検索フィールドで検索を行うことができます。検索フィールドのうち、意匠分類では、日本意匠分類など、各国の意匠分類で検索することができます。また、検索結果の絞り込みや統計情報の検索に便利なフィルターも多数用意されています。

検索結果分析 : Global Design Database は、カスタマイズ可能な検索結果画面、検索やレコードセットの保存、及び即時の図表によるデータ分析など、検索結果を管理する一連の包括的なツールを提供します。

Global Design Database の利用者

特に Global Design Database を利用するのは、意匠の専門家、意匠の管理者及び起業家です。これらの人は、関連する国若しくは広域で登録されている意匠の確認、又は意匠の世界における最新の傾向の確認のために利用しています。また、競合相手の動向を知りたい人にも利用されています。

追加情報

Global Design Database は、

<https://www3.wipo.int/designdb/en> で利用いただけます。

Global Design Database のヘルプ・ページについては

<https://www3.wipo.int/designdb/en/designdb-help.jsp> をご覧ください。

終わりに

このガイドは、WIPO の Section for Coordination of Developed Countries, Division for Transition and Developed Countries が、WIPO の様々な部門の重要な貢献により作成しました。



世界知的所有権機関 (WIPO)
34, chemin des Colombettes
P.O.Box 18
CH-1211 Geneva 20
Switzerland

電話 : +41 22 338 91 11
ファックス :+41 22 733 54 28

WIPO 日本事務所 (WJO) の
問い合わせ先
www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan

© WIPO, 2022



表示 4.0 国際 (CC BY 4.0)

CC ライセンスはこの出版物の非 WIPO コンテンツには適用されません。

表紙 : Getty Images / © BlackJack3D /
© alengo

WIPO Publication No. 1020JA/2022
DOI: 10.34667/tind.48100